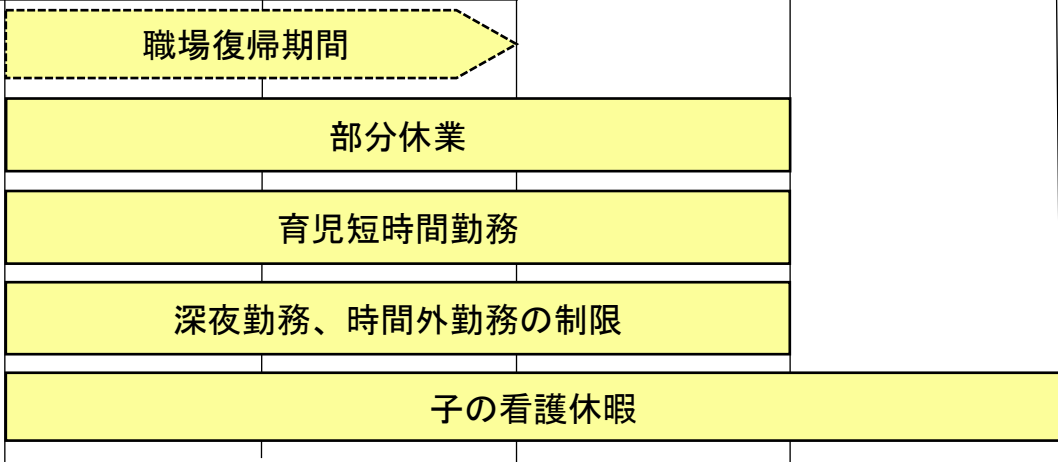


妊産婦の保健指導・健康診査休暇
母子保健法に規定する保健指導・健康診査を受けるために休暇を取得することができます。

出産休暇(産前・産後)
出産予定日前 8 週間目に当たる日から、出産後 8 週間を経過する日まで取得できます。

育児休業
男女職員ともに、子どもが 3 歳に達する日まで休業することができます。

イクメン休暇
男性職員が、配偶者の出産のサポートや育児のために 7 日間取得できます。



部分休業
子どもが小学校に就学するまで、勤務時間の始め、または終わりに 1 日 2 時間までの休業を取得できます

育児短時間勤務
子どもが小学校に就学するまで、勤務時間を短縮することができます。